

第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境

(1) 地勢

本史跡の所在する今治市は、豊かな自然と瀬戸内の島々の美しい景観に恵まれ、日本三大急潮の1つとして知られる来島海峡や中心市街地が位置する平野部、緑豊かな高縄山系など、変化に富んだ地勢が特徴である。

本史跡は、大島北東部に位置する今治市宮窪町の沖合約800mにある。能島は、不定型な三角形の島で、東部と南部の突端は岬状に伸び西部は南北に細長く、鯛崎島は、能島に隣接する南北に細長い小島である。島を取り巻く海には、北方の船折瀬戸・宮ノ窪瀬戸や東方の荒神瀬戸などと呼ばれる狭い海峡があり、潮流は大潮時の最速で約10ノット（時速約18km）にもなるほど非常に激しく、海の難所として知られる。

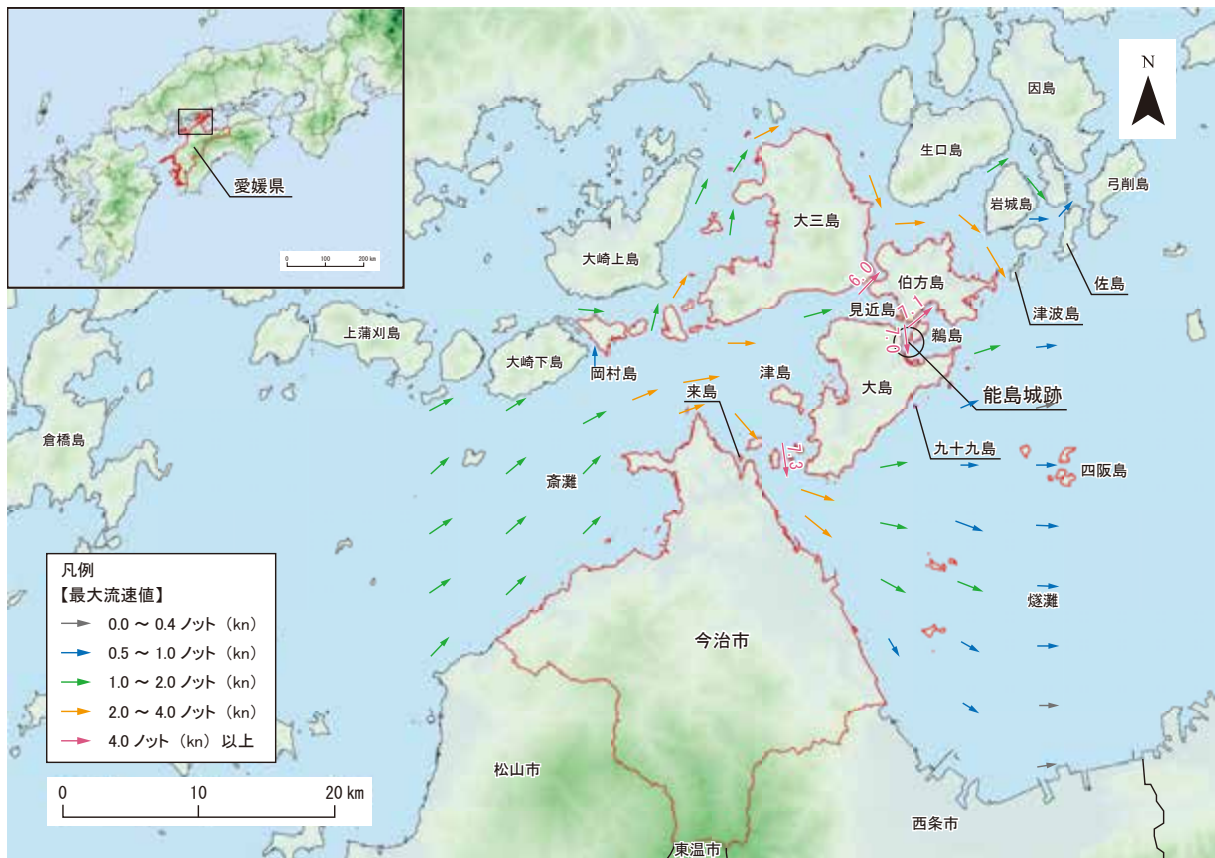


図3：本史跡の位置と潮流図
※環境省運営「せとうちネット」掲載の潮流図（海上保安庁が平成15・16年に作成）に基づいて作成

(2) 地質

今治市のうち陸地部には、沖積平野によって分断されるいくつかの山塊があり、それらのほとんど全てが各種の中生代深成岩類からなる。高縄半島と大島は、そのほとんどが花崗岩類によって占められている。

島しょ部は、中央構造線の北側にそって東西に細長く延びる「領家帯^{りょうげたい}」（天竜川中流の領家地方の花崗岩類の呼び名）に属す。領家帯の北側は主に広島型花崗岩と領家変成岩から成り、その南帯は主に領家型花崗閃緑岩と領家変成岩から成る。能島を含む大島北部の表層地質は、「領家型」花崗閃緑岩である。大三島・伯方島などに広く分布する粗～中粒の花崗岩は大部分が広島型に属す。未固結の堆積層としては、第四紀の礫・砂・泥の堆積物が、島しょ部の海岸や小河川に沿う平坦部、山麓の緩斜面に小規模に分布し、段丘堆積物は、大三島・伯方島等狭い範囲に分布している。

宮窪町は、標高100m以上の主要山地の多くが堅硬な細粒質花崗岩で構成されており、それより下部では、粗粒質花崗岩の斜面が発達している。

能島の表層地質である領家型花崗閃緑岩については、波浪等の影響を受けやすく、海岸浸食の原因となっている。

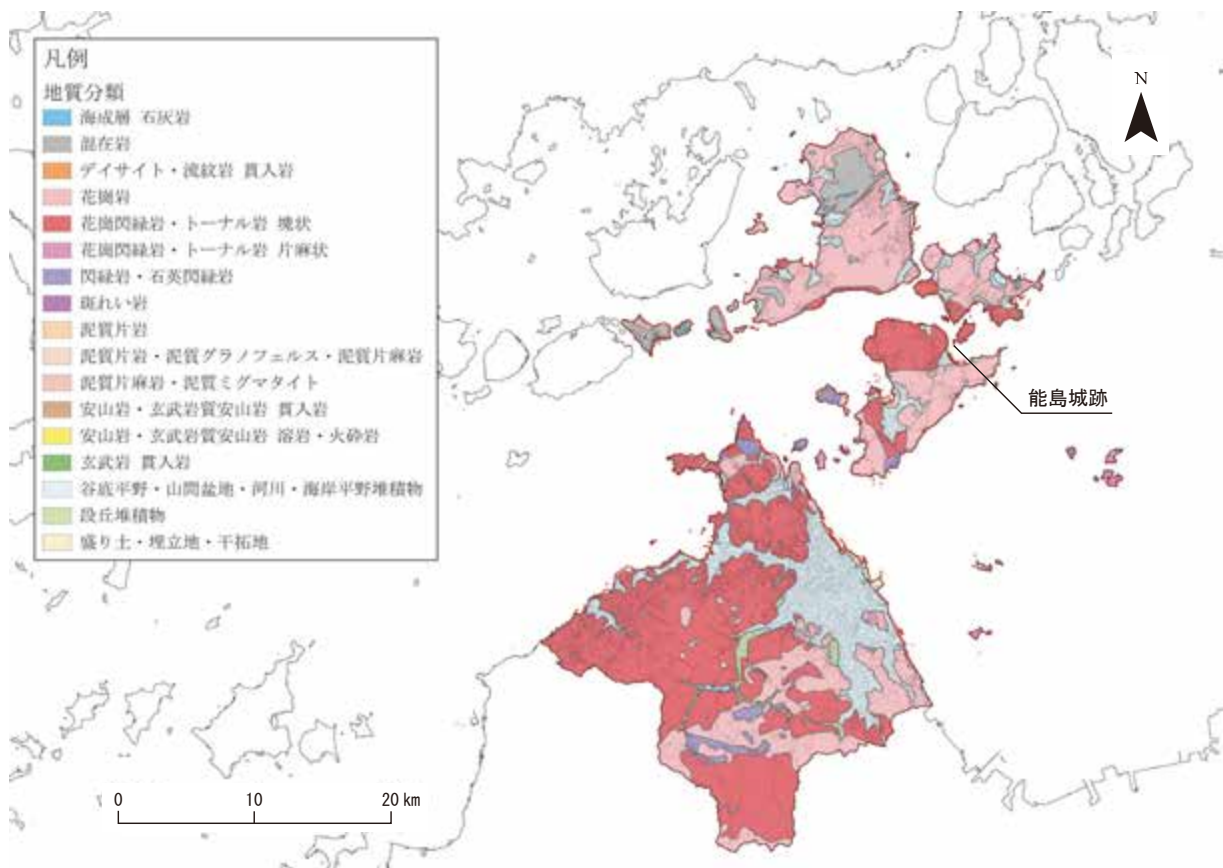


図4：地質図

(3) 気候

今治市付近は、瀬戸内海式気候区に属し、台風やその他の自然災害が少ない、温暖小雨の気候である。

昭和51（1976）年～令和元（2019）年の44年間の年間平均気温は約15.9℃であり、最高気温は平成6（1994）年の38.0℃、最低気温は昭和56（1981）年の-6.5℃となっている。

降水量は年間降水量が約1,269.9mmであるが、位置によりばらつきが見られる。日最大降水量は昭和51（1976）年の254.0mmとなっている。

近年には、台風や梅雨前線等の影響による集中豪雨が多発し、平成30年7月豪雨では、1日の最大降水量が226.5mmに達したことにより、本史跡の斜面が大規模に崩落することとなった。また、令和2（2020）年7月にも集中豪雨（以下、令和2年7月豪雨という。）が発生し、平成30年7月豪雨ほどではなかったが、1日の最大降水量が83.5mmに達したことから、本史跡の斜面が大規模に崩落している。

44年間(昭和51年～令和元年)平均気温・降水量等

観測所	気温			降水量			風速	
	年間平均(°C)	最高(°C)	最低(°C)	年間平均(mm)	日最大(mm)	時間最大(mm)	平均風速(m/S)	最大風速(m/S)
今治	15.9	37.7	-6.5	1269.9	240.0	49.0	1.6	13.1
大三島	15.4	38.0	-6.2	1185.2	207.0	59.0	2.2	19.0
玉川	-	-	-	1521.6	254.0	66.0	-	-

【資料: 気象庁】

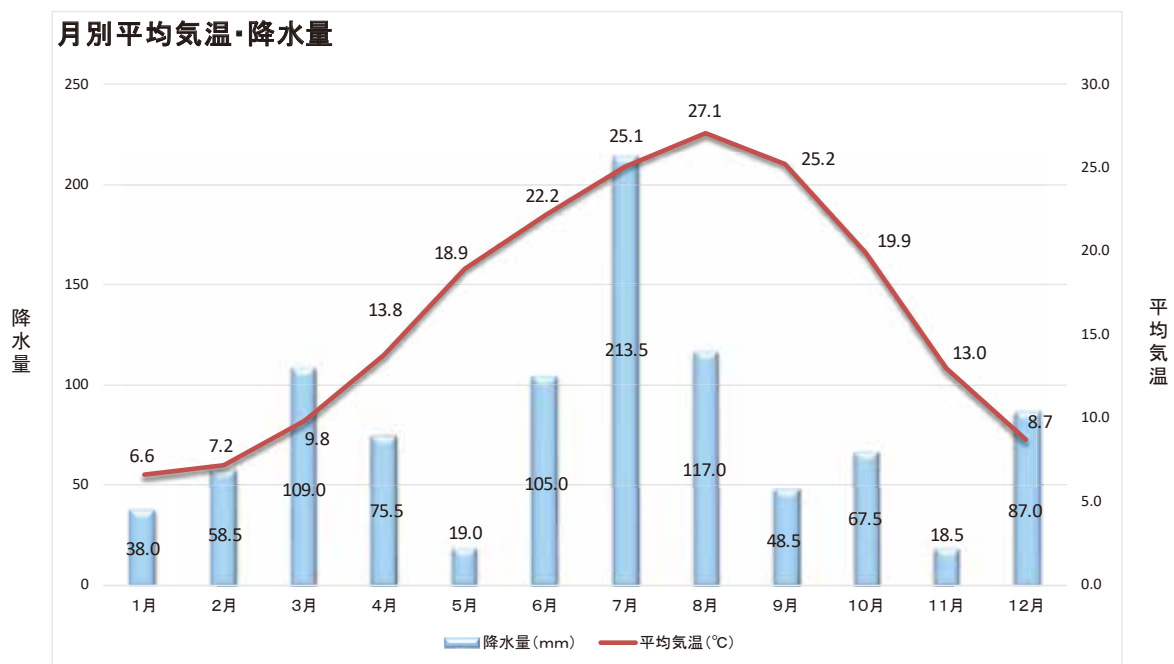


図5：月別平均気温・降水量 ※気象庁：今治市2019年の気象データに基づいて作成

(4) 植生

平成20（2008）年度に実施した植生調査によると、能島の斜面部にはクヌギ、ササ、マダケ等が繁茂していることが分かった。また、各郭には昭和の時代にソメイヨシノが植樹され、花見の季節は多くの人が島を訪れる桜の名所となった。

しかし、史跡指定後も無許可で断続的に行われたこの植樹の影響で土壌が肥沃化し、鳥類が種子を運ぶことにより、クヌギなどの高木も繁茂したため、樹根による遺構の影響が確認されている。また、島内には斜面部も含め、枯損木や倒木が残っており、岩礁の亀裂に植生の根が入り込んでいる状況も見受けられ、斜面崩落、岩盤崩落の原因のひとつとも考えられる。

このように、ソメイヨシノの影響などにより現状では図7の能島城跡植生図とは異なる様相を示しており、本史跡の地下遺構のみならず自然環境の変化にも影響を与えている。

現在では、専門家の指導を仰ぎながら高木の伐採を計画的に進めており、現状ではソメイヨシノが植生管理の上で最重要課題となっている。

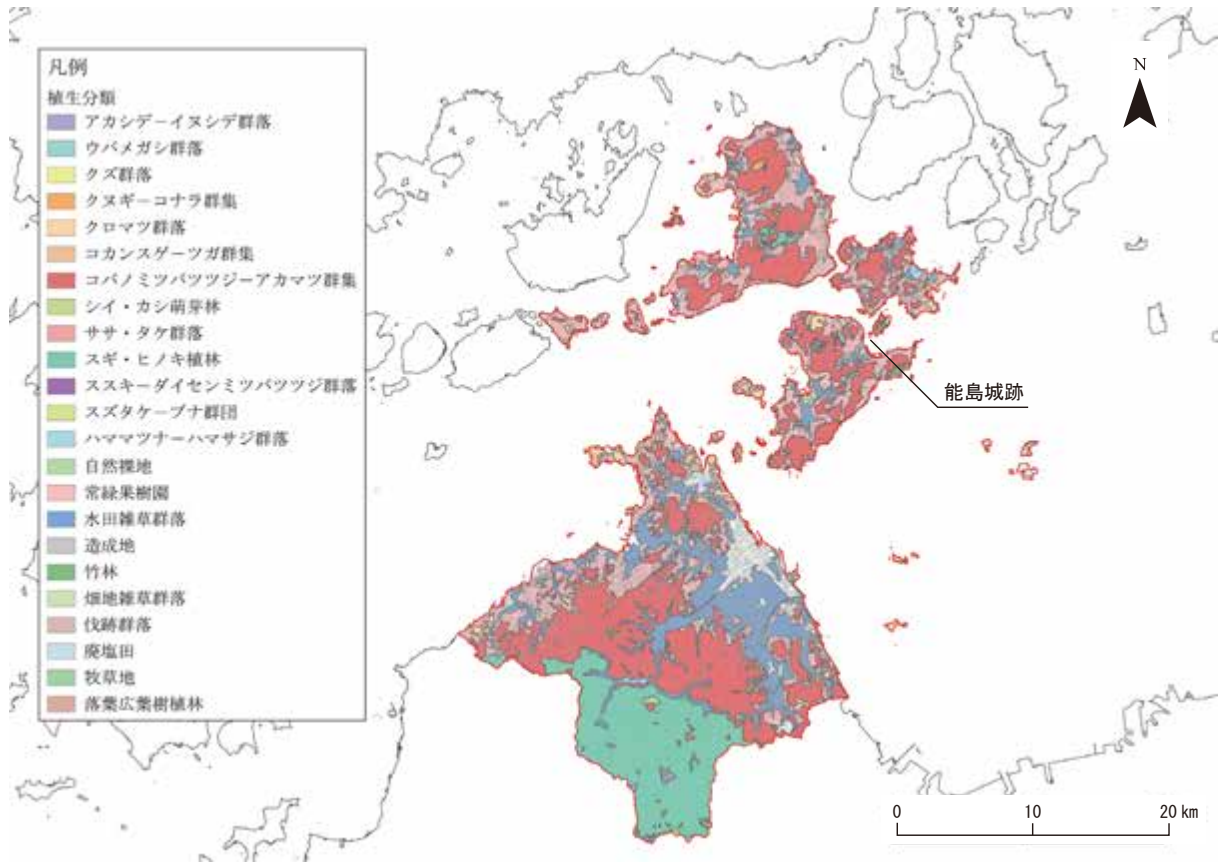


図6：植生図

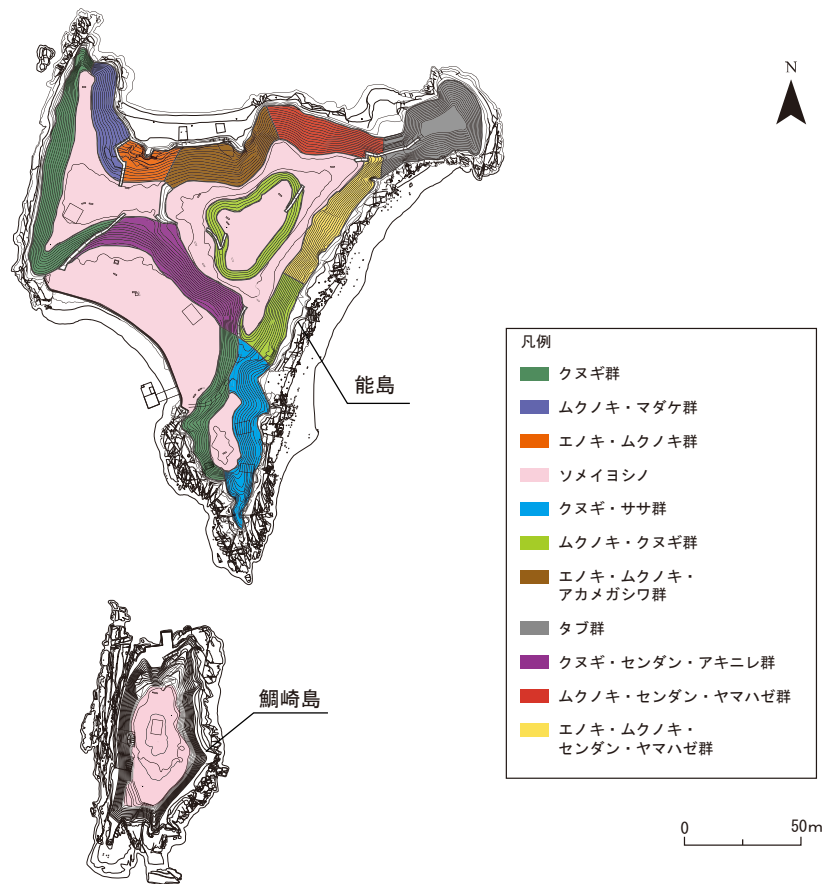


図7：能島城跡植生図（平成20年）

第2節 歴史的環境

(1) 宮窪地域周辺の歴史

本史跡が所在する宮窪町内では、現時点で旧石器時代の遺物は確認されておらず、最も古い遺跡は、縄文前期の宮窪港遺跡である。弥生時代以降の遺跡からは、製塩土器が出土しており、古墳時代以降、製塩が急増するとともに、海上交通も発達していった。

平安時代になると、宮窪の位置する大島が醍醐寺の荘園として見られるようになり、醍醐寺の記録に太治3（1128）年に伊予国衙から大島に役人が派遣されたことが記されているのが、大島荘の初見と考えられる。

鎌倉時代の大島荘の動向については、それを物語る史料を欠いているが、室町時代になると芸予諸島に進出した小早川氏が大島荘に関わるようになり、延徳4（1492）年まで地頭職を有していることが確認できている。

南北朝時代から戦国時代にかけて、宮窪沖の能島城を拠点として活動した勢力が、能島村上氏である。海賊衆能島村上氏は、瀬戸内海を航行する船舶から通行料を徴収し、その見返りとして水先案内・安全保障を行うという独自の海上での活動を担っていた。本史跡の発掘調査によって、そうした活動の拠点としても、能島城は機能していたと考えられるようになってきている。また、能島城付近の見近島の発掘調査成果からは、能島村上氏の流通経済への関与も指摘される。

能島村上氏の動向が初めて窺えるのは、南北朝時代の貞治5（1349）年のことであり、室町幕府の命令を受けた使者が弓削島に向かう時に、警固をしたものと考えられている。室町時代になると能島村上氏は、弓削島荘を実効支配していることを、弓削島荘の荘園領主である東寺から非難されるようになっており、勢力を拡大させていたようである。

戦国時代になると能島村上氏は、毛利氏・大友氏・河野氏・三好氏等といった周辺の戦国大名と、時に協力関係、時に敵対関係・緊張関係となりながら、瀬戸内海での一大勢力となった。ポルトガルからの宣教師ルイス・フロイスが記した『日本史』は、能島村上氏を“日本最大の海賊”と称している。天正4（1576）年の第一次木津川口合戦では、織田信長と敵対した毛利輝元・大坂本願寺に能島村上氏は加勢し、毛利氏方の勝利に大きく貢献した。

しかし、豊臣秀吉が天下統一に向かうなかで、政権主導の様々な政策が打ち出され、政権主導の海上交通・物流が志向されるようになると、海賊衆能島村上氏による独自の海上での活動も抑圧されることになる。豊臣秀吉による四国国分の後、天正15（1587）年には能島村上氏は能島城を離れており、ここに能島城も海賊衆の本拠地としての歴史を終えることになった。

慶長5（1600）年、関ヶ原の合戦の戦功で、藤堂高虎が20万石の領主として入国し、地名を「今張」から「今治」へと改め、今治城と城下町を築いて都市の原型をつくった。その後、松平（久松）氏の所領となり、明治2（1869）年の版籍奉還まで今治藩を治めることになる。

(2) 関連する文化財

今治市内には、国指定105件、県指定43件、市指定328件、国登録文化財が6件の計482件の指定等文化財が所在する。そのうち、宮窪地域には、本史跡をはじめとする国指定2件、市指定16件の計18件の指定文化財が所在する（令和3（2021）年3月現在）。

以下、本史跡に関わると考えられる文化財を、日本遺産『“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島一よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶－』の構成文化財から抜粋して掲載する。

【日本遺産の構成文化財】

No.	指定等の状況	名称
1	国史跡	能島城跡
2	国名勝	大三島
3		八幡山
4		波止浜
5		志島ヶ原
6-1	国宝・国重文・国天然記念物	大山祇神社の文化財
6-2	国重文（典籍）	大山祇神社法楽連歌
7	国重文（石造美術）・市有形	友浦善福寺宝篋印塔および周辺の中世文化財
8	国重文（石造美術）	乃万地区の石塔群
9	県史跡	甘崎城跡
10		今治城跡
11	県有形	別宮大山祇神社拝殿
12	市史跡	幸賀屋敷跡および周辺の村上海賊関連遺跡群
13		怪島城跡

No.	指定等の状況	名称
14	市天然記念物	伝村上雅房墓と禅興寺
15	市有形含む	能島村上家伝来資料群
16	市有形	光林寺文書
17	未指定	伝村上吉継墓と明光寺
18		見近島
19		伝村上義弘墓と高龍寺
20		武志（務司）城跡と中渡（中渡）城跡
21		来島城跡
22		大濱八幡大神社
23		国分山城跡
24		小湊城跡と城慶寺
25		法楽焼
26		水軍鍋
27	国登録記念物（名勝地）	瓢箪島

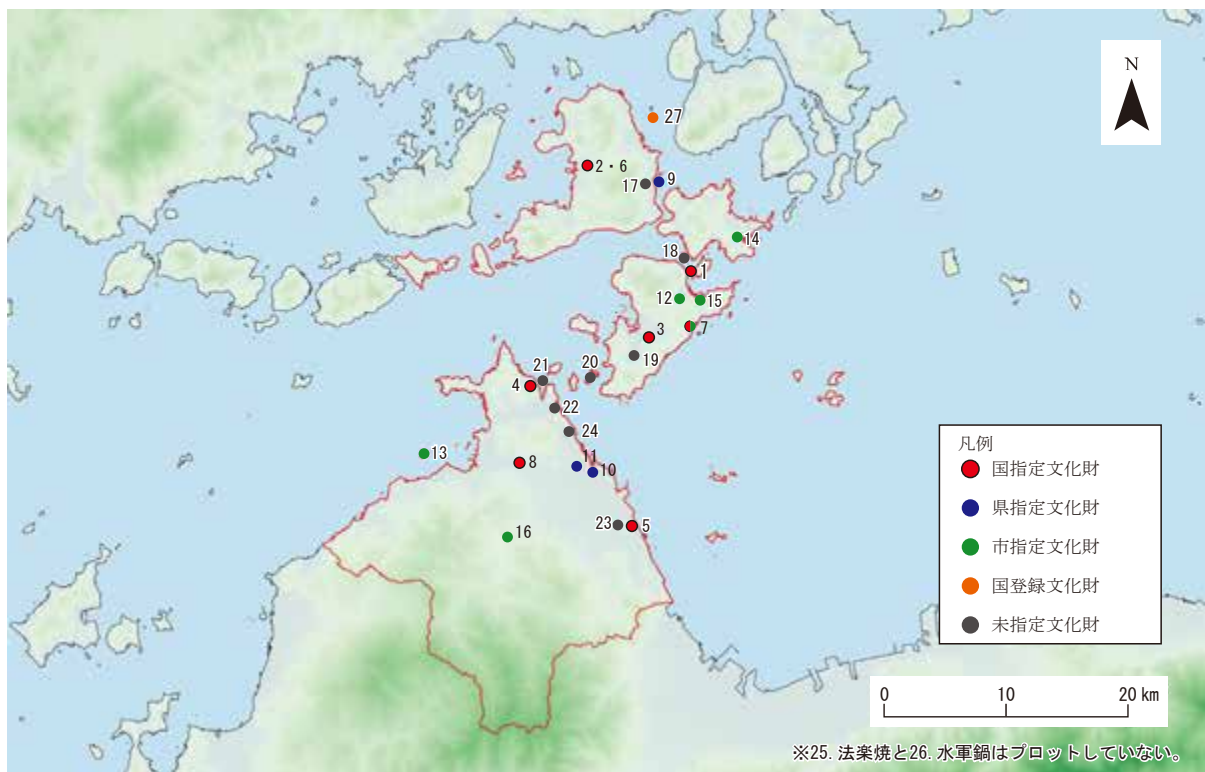


図8：本史跡の関連文化財位置図

第3節 社会的環境

(1) 人口

今治市の人口は、158,114人（平成27年国勢調査）であり、昭和55（1980）年をピークとして、死亡数が出生数を上回る自然減と転出が転入を上回る社会減により、人口減少が続いている。また、少子化と高齢化も全国平均を上回る早さで進んでおり、平成27（2015）年には老年人口の占める割合は約33%になっている。

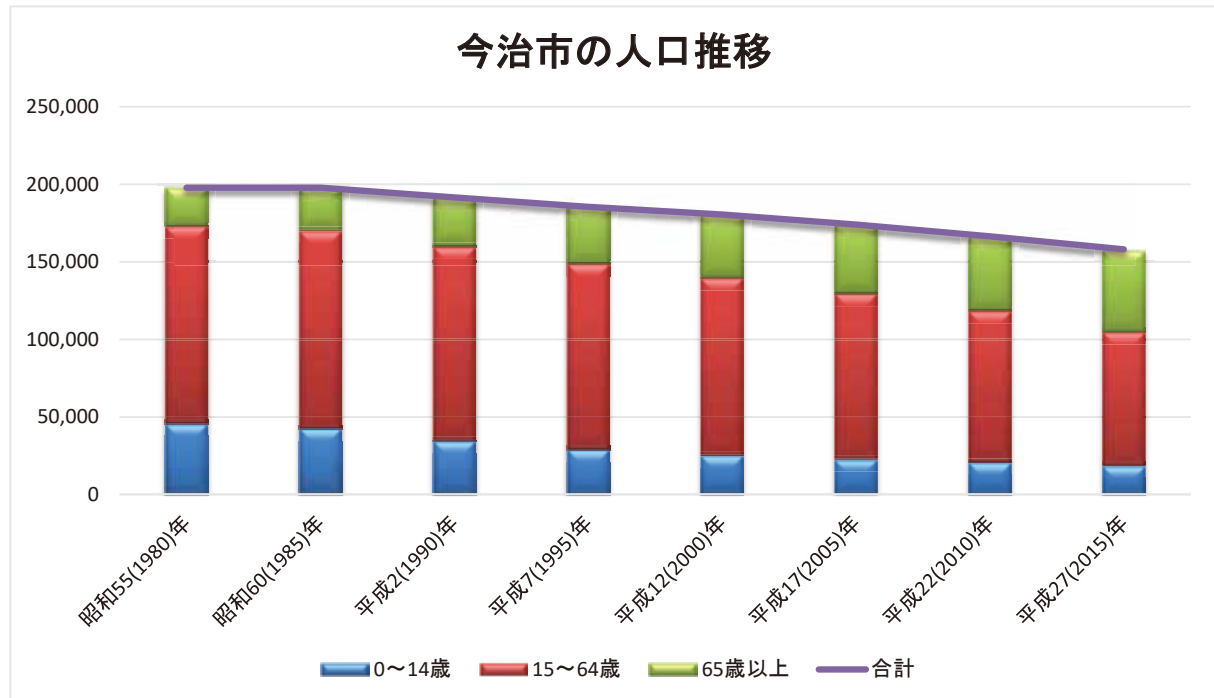


図9：今治市の人口推移

(2) 産業

今治市は、瀬戸内の海上交通の要衝として古くから海運業が発達し、国内外の物流拠点として栄え、それに伴い、各種船舶を建造する造船業も盛んとなってきた。このように、海事産業である海運業・造船業に加え、船用関連企業も数多く集積しており、今治市は「日本最大の海事都市」となっている。また、繊維産業も盛んで、特にタオルの生産は、ブランド戦略などにより活況をみせ、年間の生産量が約1万1千トン、全国の約6割のシェアを誇っている。宮窪町は、「青みかげ」と呼ばれる、花崗岩に属する大島石の産出地として、石材業が盛んである。また、穏やかな気候や美しい瀬戸内海、緑豊かな森林や里山などの自然環境を生かした農林水産業も盛んである。特に水産業では、急潮流の来島海峡を中心とする岩礁・砂礫・砂泥地帯等の好漁場が存在し、一本釣漁業や小型機船底びき網漁業、刺し網漁業を中心とした多様な漁船漁業が営まれ、主に、イカ類やタイ類、エビ類が盛んに獲られている。現在、漁村の活性化に向けて様々な取り組みが行われており、愛媛県漁業協同組合宮窪支所（以下、漁協という。）でも「潮流体験」や漁師市の開催等、観光業への展開やイベント開催等が行われている。

(3) 観光資源

瀬戸内しまなみ海道は、今治市と広島県尾道市の多くの島を橋で結び、自転車や歩行者が世界有数の多島美を眺めながら渡ることができることから、世界中のサイクリング愛好家から注目さ

れ、令和元（2019）年11月に国の第1次ナショナルサイクルルートに指定されるなど、「サイクリストの聖地」として国内のみならず海外からも多くの観光客・サイクリング客が訪れる。また、瀬戸内しまなみ海道は、サイクリングだけでなくウォーキングイベントも行われ、毎年秋に行われる「瀬戸内しまなみ海道スリーデーマーチ」には全国からウォーキング愛好家が訪れている。

宮窪町内には、島四国八十八か所めぐり、カレイ山展望公園、石文化運動公園などがあり、村上海賊にまつわる各種遺跡としては、平成28（2016）年4月に日本遺産に認定された『“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島ーよみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶ー』の構成文化財である本史跡をはじめ、見近島（城跡）、旧証明寺跡、善福寺境内に建つ宝篋印塔などがある。また、その調査研究、情報発信の拠点として村上海賊ミュージアムがあり、日本遺産に関連する様々な講演会や講座、企画展が毎年開催されている。

毎年夏に行われる水軍レースは、水軍レース実行委員会運営のもと、地元漁協やNPO法人能島の里を事務局として、平成3（1991）年から開催されるようになった愛媛県を代表する海の行事である。村上海賊の小早船を復元した船に12人が乗り込み、スピードを競う勝ち抜き戦となっており、県内外から50～60チーム余りが毎年参加する。

食文化としては、海の恵みを生かした郷土料理「鯛めし」や「法楽焼」のほか、ご当地グルメとして観光客にも人気の「今治焼き鳥」や「今治焼豚玉子飯」などがあり、ほかでは味わえない地域に根ざした食文化がある。

（4）交通アクセス

本史跡は、今治市大島の北東の沖合約800mに位置する無人島である。本史跡への交通手段は船便となるが定期便は運航していない。したがって、まずその拠点施設となる村上海賊ミュージアムもしくは、潮流体験等を行っている能島水軍や宮窪港へアクセスする必要がある。愛媛県の県庁所在地である松山市からは、国道317号を経て、今治ICしまなみ海道/西瀬戸自動車道を進み、大島南ICを降り、県道49号を経由して、村上海賊ミュージアム及び能島水軍へ至る。広島県側の本州からは、山陽道の各ICからしまなみ海道/西瀬戸自動車道を進み、大島北ICを降り国道317号、県道49号を経由して村上海賊ミュージアム及び能島水軍へ至る。しまなみ海道のサイクリングコースを利用すれば、自転車にて村上海賊ミュージアム及び能島水軍に訪れることも可能である。また、大島には友浦港があり、芸予汽船快速船を利用して、今治市にある今治港や広島県尾道市因島にある土生港より訪れることも可能である。

上記のように本史跡への定期便は運航していないが、宮窪町漁業協同組合（能島水軍）で行っている潮流体験を利用することで本史跡を周遊することが可能である。また、本史跡へ上陸するには、民間会社が行う上陸ツアーに参加するか、毎年4月上旬の土日に行われる「能島の花見」の時期に宮窪港から離発着する渡船を利用するか、もしくは船をチャーターする必要がある。なお、航路は5分の道のりである。



図 10：交通アクセス図（広域）



図 11：交通アクセス図（大島）

(5) 土地利用状況

本史跡指定地は、能島を今治市、鯛崎島を個人が所有しており、管理は今治市が行っている。

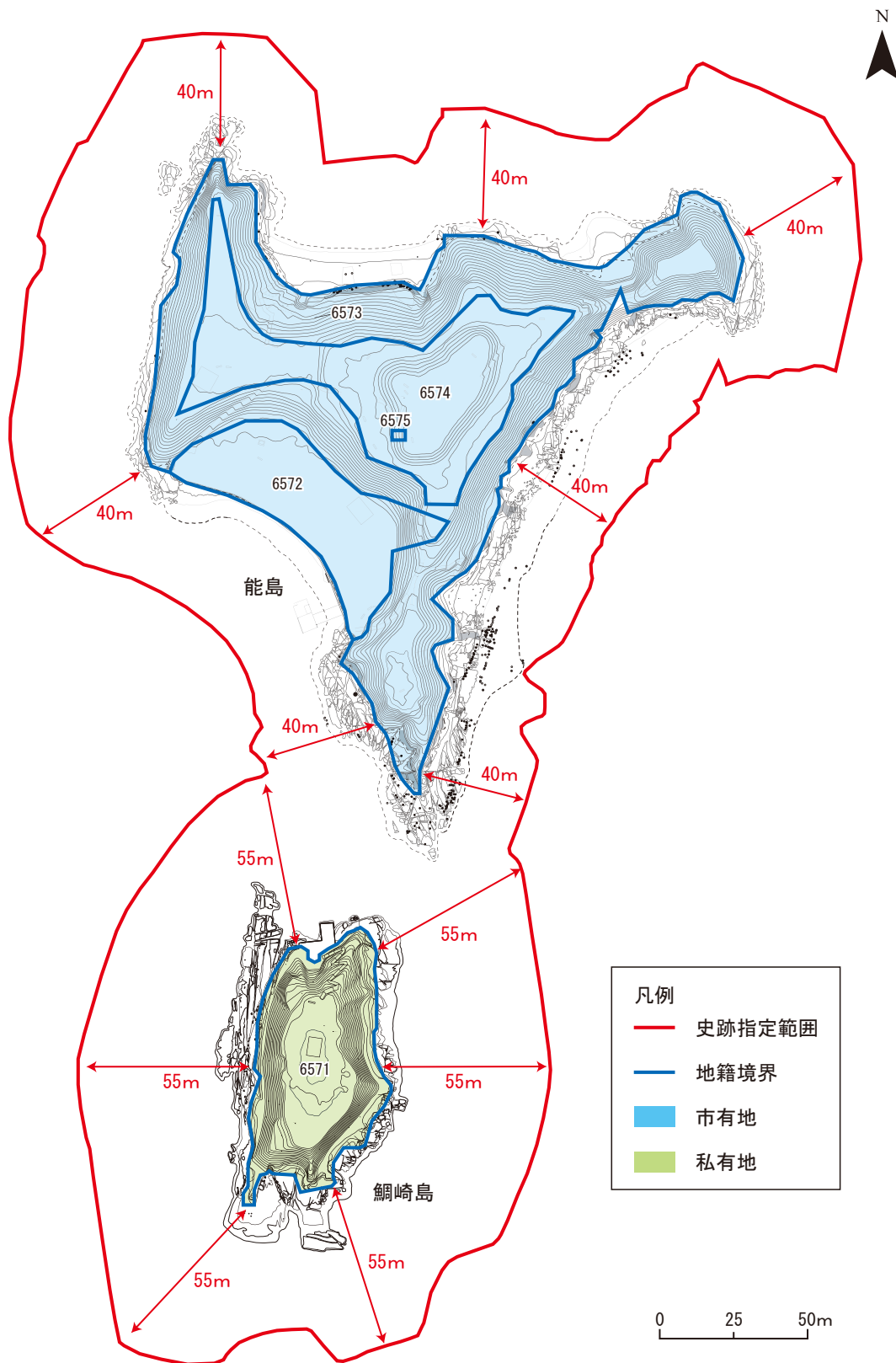


図 12 : 土地利用状況図

(6) 法規制の状況

本史跡は、能島及び鯛崎島の全体が周知の埋蔵文化財包蔵地及び史跡指定範囲になっており、文化財保護法により保護されている（図15：史跡指定範囲図を参照）。また、瀬戸内海国立公園の第一種特別地域に指定されているため、自然公園法による規制・保護がなされている。

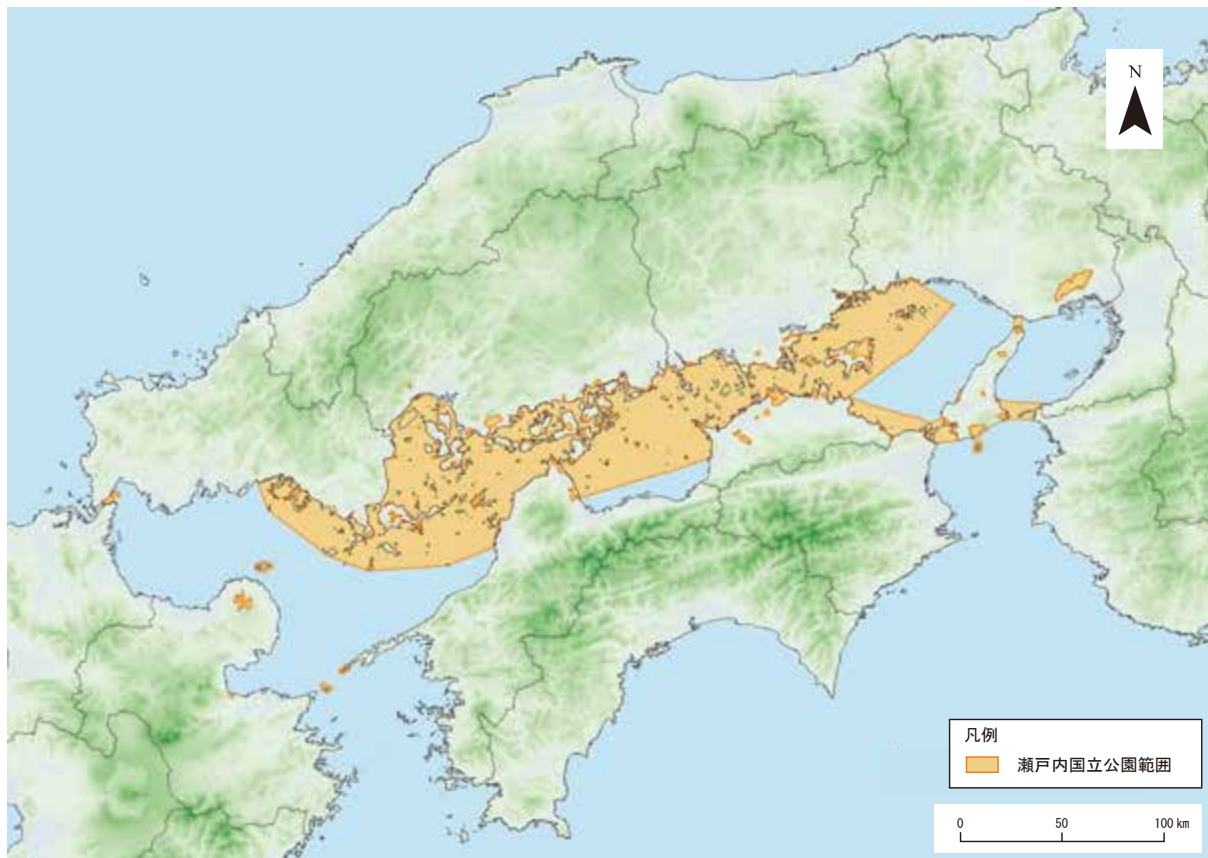


図 13：瀬戸内国立公園範囲図

周辺海域は、漁業法第11条第1項に「都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の综合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見を聞き、漁業種類、漁場の位置および区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業および区画漁業についてはその地元地区（自然的および社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。）、共同漁業についてはその関係地区を定めなければならない。」と規定されており、その共同漁業権が及ぶ範囲は、愛媛県告示第1436号「燧灘における共同漁業の免許の内容たるべき事項等」に示されている。

共同漁業権は、漁業別に5種類に区分されており、そのうち本史跡の所在する周辺海域には3種類が該当する。なお、本史跡周辺は次項のように定められている。

所在地：愛媛県今治市宮窪町北部地先

免許番号：燧共第103号

第一種共同漁業権：貝類漁業7件（あわび、いがい等）、藻類漁業3件（あおさ、いぎす、わかめ）、その他漁業4件（うに、えむし等）

漁期1：周年13件、期間限定1件（なまこ6月1日～翌年3月31日）

第二種共同漁業権：雑魚建網漁業

漁期2：周年

免許有効期間：2014年4月1日～2024年3月31日

面積（計算値）：1044.4(ha)

外周（計算値）：39441.4(m)

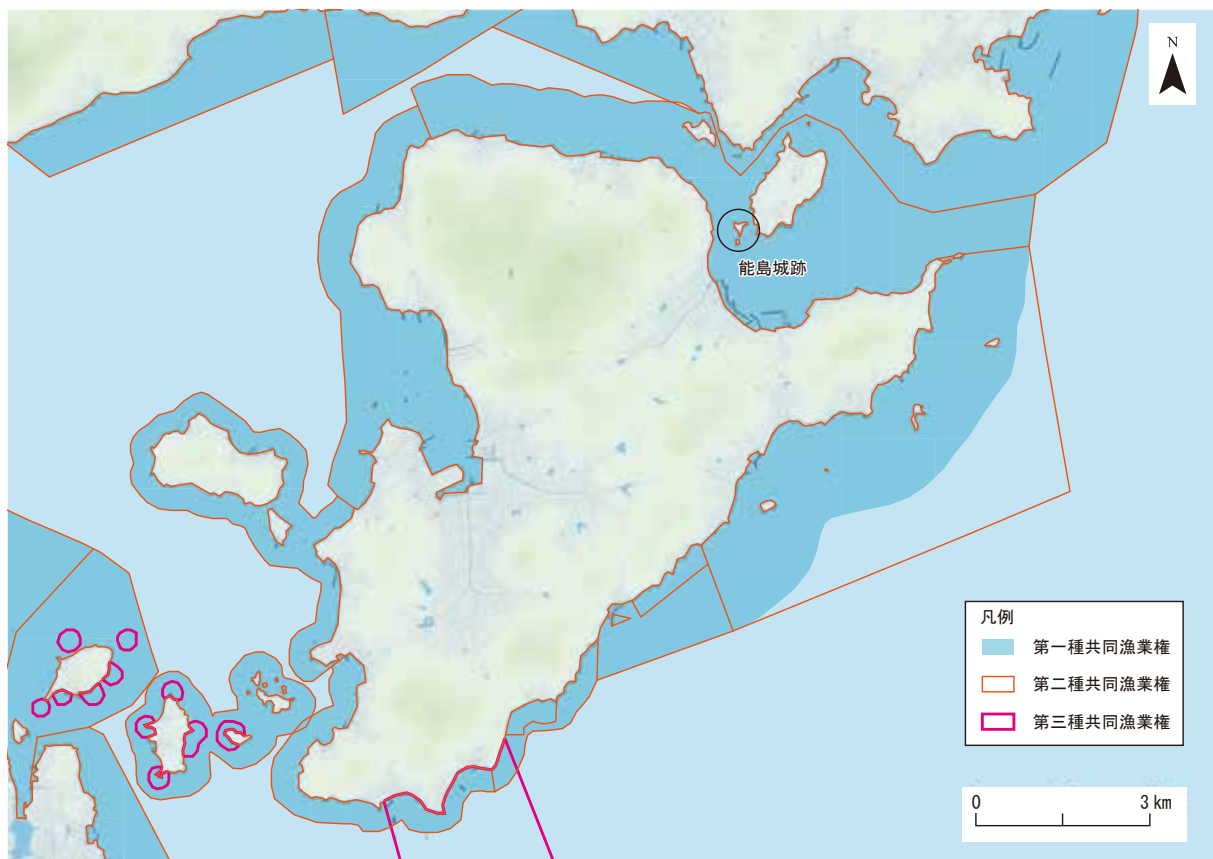


図14：共同漁業権範囲図

（7）住民意見

現状では、漁協や周辺住民等への住民意見は行うことができていない。本史跡の整備を行うにあたっては、住民意見の収集を行うとともに村上海賊ミュージアムの来訪者や潮流体験の参加者等にも意見を募っていく。